

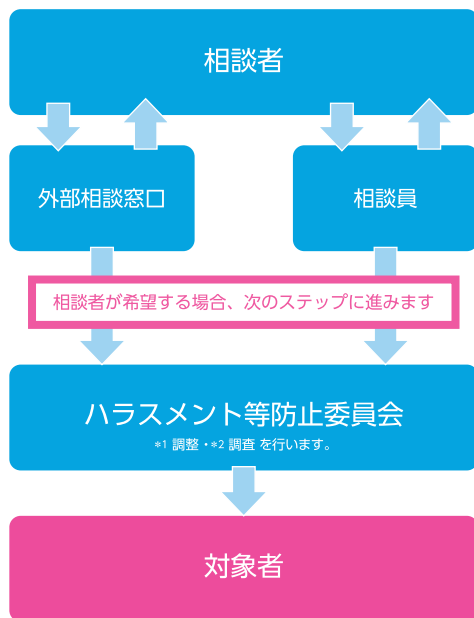
ハラスメント・いじめ相談窓口にご相談ください。

相談者および関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守して、解決に向けて取り組みます。

- 相談者の了解を得ずに相談した内容が部外者に漏れることはありません。
- ハラスメントかどうか分からない場合でも相談してもかまいません。
- 友だちと一緒にでも結構です。
- 相談にきたことであなたが不利益をこうむることはありません。
- 相談窓口以外でも、話しやすい先生や職員のところに相談にいかなくてもかまいません。

プライバシーは完全に守られます。
安心してご相談ください。

[相談と対応の流れ]



*1 調整：当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続きのこと。
助言や当事者間話し合い(希望時)などを行う。

*2 調査：ハラスメント等の存否について審議を行い、解決を図る手続きのこと。
相談時点、調査等の途中でも相談者を保護の必要性がある場合は、緊急対応を行います。

ハラスメント・いじめ 相談窓口

気軽に
相談して
ください！

◆ハラスメント・いじめ相談窓口教職員

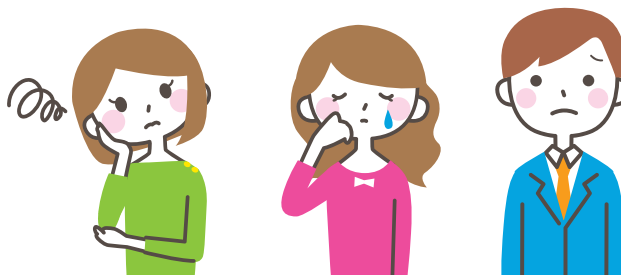
ハラスメント・いじめ相談窓口担当の教職員名は、下記の大学のホームページや学生掲示板、教育棟西館掲示板に掲載しています。

(URL:https://www.kobe-ccn.ac.jp/current_student/)

心理カウンセラーが心理相談も行っていますので、ひとりで抱え込まずに相談してください。

〔相談方法〕

- 直接、相談窓口の先生の部屋に行く。
 - メールや手紙などで相談する。
- などの方法があります。



リーサス社会保険労務士事務所[TEL:06-6306-4864]
[mail:oshirase@resus.co.jp]の外部相談窓口もあります。

学内では相談しにくい場合には、こちらも利用してください。

キャンパスでの

ハラスメント・いじめの 防止に向けて



神戸市看護大学

2025年6月改訂

ハラスメントとは

ハラスメントとは、不適切な言動により、相手に不快感や不利益を与え、人権を侵害することをいいます。キャンパスにおける主なハラスメントには、以下のようなものがあります。

アカデミック・ハラスメント

教員等がその優位な立場を利用して、相手の意に反する不適切な発言や行為を行い、学生や他の教員に対して、教育研究上、嫌がらせをすることをいいます。

- 学生が求めても、授業を受けさせない、すべき研究指導をしない。
- 就職や進学の妨害をする。
- 不当に多い課題を到底不可能な短期間にこなして提出するよう指示する。

パワー・ハラスメント

教職員がその地位や権限を利用して、不適切な発言や行為を行い、他の教職員に対して、職場において嫌がらせをすることをいいます。

- 上下関係や権限を用い、暴言を吐いたり、暴行をする。
- 仲間外れにしたり、特定の者だけを不当に排除する。
- 業務上の合理性なく、能力や経験とかげ離れた程度の低い仕事を命じたり、仕事を与えない。
- 指導や注意の範囲を超えて、人格を傷つける発言をする。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な発言や行為により、相手に不快な思いをさせる言動をいいます。

- 成績の評価や就職の世話などを条件に性的な要求をする。
- 必要もないのに手を握る、体を触る。
- お酒の席などで隣に座らせたり、お酌を強要したり、カラオケでデュエットを強要する。
- 性的経験や異性関係を話すことを強要する。
- 肉体的特徴、服装、化粧などについてからかったり、いやみをいう。

その他

マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント など

ハラスメントのない環境を作っていくために



加害者とならないために

ごく軽い気持ちでの言動が、相手にとって苦痛となることもあります。相手の立場や気持ちを考えて、自分の言動を振り返ってみましょう。もし相手が嫌がっていることに気がついたら、すぐに止め、繰り返したり押し付けたりしないようにしましょう。

ハラスメントと思われる場面を目撃したら

誰でも相手の意に反する言動を無意識にせよ、行ってしまふことがあります。このような言動を行わないように自覚するとともに、周りにいる人が率直に注意できる環境をつくりましょう。

- 見て見ぬふりは、ハラスメントに加担していることにもなりかねません。もし、可能であればその場で注意しましょう。
- 被害にあった人の話を聴いてあげて、「被害にあったのはあなたのせいではない」と伝えましょう。
- 被害にあった人が、どうしたいのかを尋ねましょう。あなたが証人になることもできますし、必要に応じて、ハラスメント相談窓口に行くように勧めたり、同行することもできます。

ハラスメントの被害を受けたら



いやだな、おかしいな、不快だなと思ったら

不快だと思うあなたの気持ちを、できればその場で相手に伝えましょう。早めに、率直に、はっきりと相手に伝えることがハラスメント防止につながります。

被害にあったのは決してあなたのせいではありません。

拒否することが容易でない場合や、注意しても相手が行う行為を止めないとき、相手があなたにとって不利益な行動にでるときは、ひとりで解決しようと思わずに、信頼できる人、あるいは、ハラスメント相談窓口にご相談してください。

- いつ、どこで、何があったか、何をされたかなど、なるべく詳細な記録をとっておくことが大切です。正確な記録は、迅速な解決に役立ちます。

○脅迫や不快な内容のEメール、電話やFAXなどがあった場合も、記録をとっておくことが大切です。

- 事態が深刻にならないうちに、ハラスメント相談窓口にご相談してください。